

． フィリピン編 目次

1 . 商標法関連法規	...	100
1-1. 現行商標法および商標規則等	...	100
1-2. 現行法規の改正予定の有無	...	100
2 . 商標法と実務	...	100
2-1. 定義	...	100
(1) 商品および役務の定義		
(2) 商品商標および役務商標の定義		
(3) 2001年11月のWIPO ニース協定改定作業部会で追加された商品・役務(一部)		
(4) 「ガス管を通じてのガスの小売り」、「水道管を通じての水の小売り」		
(5) 「一般的な商品の小売り」(retail services of goods)		
(6) 「ビル等の不動産」(real estate)		
(7) 「通信回線(インターネット)を通じて販売されるコンピュータプログラム」		
(8) 商標の保護対象拡大		
2-2. 商標制度の概要	...	101
(1) 実体審査(substantive examination)		
(2) 先願主義か先使用主義か(first-to-file, or first-to-prior use system)		
(3) 同意書制度(コンセント、consent)		
(4) 権利不要求(ディスクレーマー、disclaimer)制度		
(5) 連合商標制度(associated trademarks)		
(6) 団体商標制度(collective trademarks)		
(7) 証明商標制度(certification trademarks)		
(8) 保証商標制度(guarantee trademark)		
(9) 一出願一商標制度		
(10) 出願公開制度		
(11) 異議申立制度		
(12) 公報の発行		

(13)情報提供		
(14)周知著名商標の保護		
(15)その他の特徴的な制度・法規定		
2-3. 出願手続	...	104
(1) 指定区分数の制限		
(2) 指定商品の包括的記載		
(3) 在外者による商標出願の言語		
(4) 在外者による出願の代理人指名		
(5) 優先権証明の書類提出時期		
(6) 公証・認証等の必要性		
(7) 出願料金体系		
(8) 出願手続における特徴的な事項		
2-4. 実体審査	...	106
(1) 実体審査における拒絶理由		
(2) 商標見本に関する職権補正		
(3) 指定商品・役務に関する職権補正		
(4) 拒絶理由通知への対応		
(5) 拒絶理由通知に対する効果的な対応のポイント、ノウハウ		
(6) 審査基準および審査マニュアル		
(7) 審査要処理期間		
(8) 特徴的な審査手続		
(9) 審査処理促進のために行われている施策		
(10)その他、実体審査に関する特徴的な事項		
2-5. 登録料金の体系	...	109
(1) 公告・登録時の料金		
(2) 更新時の料金		
2-6. 異議申立制度	...	110
(1) 権利付与前異議か付与後異議か		
2-7. 審判制度	...	110
(1) 拒絶査定に対する不服申立制度		
(2) 不使用取消制度		

(3) 商標登録無効審判制度		
2-8. 商標権の存続期間と更新	...	111
(1) 商標権の存続期間		
(2) 更新手続・期間等		
2-9. 手数料	...	111
2-10. 使用許諾制度	...	111
2-11. マドリッド協定議定書への加入予定	...	112
2-12. オンライン商標出願	...	112
2-13. 商標情報データベース	...	112
2-14. 今後の注力施策	...	112
2-15. 日本特許庁に対する要望事項	...	112
2-16. フィリピンの商標実務に対する日本企業の要望事項・内容	...	112

． フィリピン

1. 商標法関連法規

1 - 1. 現行商標法および商標規則等

現在施行されている商標法関連法規は、次の通りである。

	名 称	施行年月日
1	商標法(The Law on Trademarks, Service Marks and Trade Names、知的財産法(Intellectual Property Code、共和国法律第 8293 号)の第 3 部が商標法である)	1998 年 1 月 1 日
2	商標法施行規則(Rules and Regulations on Trademarks, Service Marks, Trade Names and Marked or Stamped Containers、知的財産法規則(Rules Implementing the Intellectual Property Code)の中に含まれている)	1998 年 10 月 15 日
3	知的財産権侵害に係る行政不服申立てに関する規則	1998 年 12 月 17 日
4	当事者間手続に関する規則	1998 年 12 月 29 日
5	1997 年民事訴訟手続に関する規則	1997 年 7 月 1 日
6	1985 年刑事訴訟手続に関する規則	1985 年 1 月 1 日

1 - 2. 現行法規の改正予定の有無

旧法から新法(1998 年 1 月 1 日施行)に移行して間もないが、新法の実績を踏まえて、使用主義の改善等について見直しが予定されている。ただし、時期は未定である。

2. 商標法と実務

2 - 1. 定義

(1) 商品および役務の定義

商標法関連法規には、「商品」および「役務」についての定義は規定されていない。

ただし、商標法施行規則第 416 条において、「出願人は商標登録を求める商品・役務を、ニース分類の区分に従って記載し、その商品・役務が属する該当分類の区分番号を表示しなければならない。」と定められている。なお、フィリピンはニース協定には加盟していない。

(2) 商品商標および役務商標の定義

商標とは、商品・役務を識別できる可視標識(visible sign)を言い、刻印または押印した商品の器を含むと定義されている(商標法第121条第1項、商標法施行規則第100条())。

(3) 2001年11月のWIPOニース協定改定作業部会で追加された商品・役務(一部)

ニース協定改定作業部会で追加された electrical energy (電気エネルギー)、energy generated by nuclear fusion(核融合により生成されたエネルギー)、および presentation of goods on communication media, for retail purposes(情報媒体を利用した小売りのための商品展示)については、どのように取り扱うか知的財産権庁(the Intellectual Property Office、略称「IPO」)において検討中である。

(4) 「ガス管を通じてのガスの小売り」、「水道管を通じての水の小売り」

役務として認められる(第39類)。

(5) 「一般的な商品の小売り」(retail services of goods)

役務として認められている(第35類)。ただし、「retail services of goods(商品小売り)」という包括的な記載表現は認められず、取り扱われる商品および販売形態を特定しなければならない。

(6) 「ビル等の不動産」(real estate)

商品としても役務としても認められない。これらを分類表に追加する当面の予定はない。

(7) 「通信回線(インターネット)を通じて販売されるコンピュータープログラム」

商品として認められる(第9類)。

(8) 商標の保護対象拡大

現在、「立体商標」、「色の組合せ」、「ホログラム」が商標保護の対象に加えられている。「音響」、「匂い」、「味」、「単色」、「動く商標」は、保護対象とされていない。なお、単色については図形等の他の要素と結びついた場合には保護されている。

2 - 2 . 商標制度の概要

(1) 実体審査(substantive examination)

識別力の有無、先行商標との類似性および使用の有無について実体審査が行われている。

(2) 先願主義か先使用主義か(first-to-file, or first-to-prior use system)

使用に基づく先願主義が採用されている。1998年施行の改正商標法において、先使用主義から変更された。なお、使用に基づかない商標出願は登録されないため、注意を要する。使用証明の提出が義務付けられている。

なお、なお、1 - 2. で述べた通り、旧法から新法に移行して間もないが、新法の実績を踏まえ新法の見直しが予定されている(時期は未定)。特に要望の強い使用主義の改善について、米国の様子を見ながら見直しを行うことが考えられている。

(3) 同意書制度(コンセント、consent)

商標法関連法規では規定されていないが、同意書の提出が認められている。ただし、絶対的なものではなく、審査官が、一般公衆に誤認混同を引き起こす虞があると最終的に判断すれば、登録は認められない。

(4) 権利不要求制度(ディスクレーマー、disclaimer)

権利不要求制度が採用されている(商標法第126条、商標法施行規則第608条)。

審査官は、「商標中の主要な一構成要素が、その部分単独では排他的な権利が与えられない」ことを明確にするために、その要素の削除または権利不要求を求めることができる。

(5) 連合商標制度(associated trademarks)

商標法関連法規では、規定されていない。ただし、同一権利者による類似の商標が後日出願されても、連合商標の概念に基づいてその登録が認められる。

(6) 団体商標制度(collective trademarks)

団体商標の制度が規定されている(商標法第121条第2項)。

団体商標とは、出願時にその旨が特定され、団体商標権利者の管理の下にその商標を使用する個別の事業者により提供される商品・役務の品質を含めた、商品・役務の出所、またはその他の共通の特質を識別することができる可視標識(visible sign)のことである。

(7) 証明商標制度(certification trademarks)

商標法関連法規では、規定されていない。

(8) 保証商標制度(guarantee trademarks)

商標法関連法規では、規定されていない。

(9) 一出願一商標制度

一出願一商標制度である(商標法第124条)。

(10) 出願公開制度

商標法関連法規では、規定されていない。

(11) 異議申立制度

権利付与前異議申立制度が採用されている。公告期間は30日である(商標法第133条第2項、第134条)。

出願から公告までの期間は、平均約2年を要している。

(12) 公報の発行

「知的財産権庁公報」(Intellectual Property Office Gazette)が紙媒体として発行されている。この公報には、登録されたことを告知する部分も含まれており、登録公報の役割も担っている。言語は英語である。知的財産権庁のウェブサイトからもこれらのデータベースにアクセスすることができる。URLは次の通りである。

http://ipophil.gov.ph/teams/TM_start.htm

(13) 情報提供

商標法関連法規では規定されていないが、情報提供を禁止する条項もないので、第三者が商標出願について拒絶理由を見つけたときには、情報提供を行うことができる。しかし、審査官にはその情報を検討する義務は課されていない。すなわち情報提供しても審査官が審査の際に必ず考慮するとは限らない。

更新登録時に、更新登録されるべきではないと情報提供された事例もある。

(14) 周知商標の保護

国際的および国内において周知の商標であれば、それらが商標登録されているか、あるいは使用されているかどうかにかかわらず、他人により同一または類似する商標(含む翻訳語)が、同一または混同を引き起こすほどに類似する商品・役務に出願されたときには拒絶される(商標法第123条第1項(e))。

非類似の商品・役務に出願されたときでも、周知商標の保有者との関連性を想起させ、その保有者の利益を害すると判断されるときには拒絶される(商標法第123条第1項(f))。不正競争防止条項(商標法第168条)により、他人によるその商標使用も禁止される。

フィリピン以外の特定の1ヶ国のみで周知であるときには、フィリピンでは周知と認定されないが、フィリピン以外の複数の国で周知であるときには、フィリピンにおいて周知との認定を受けることが可能である。この認定を行なうことができるのは、

裁判所または知的財産権庁の法律部等の準司法機関に限られている。

周知商標の認定にあたり、次の要素が考慮される(商標法施行規則第 102 条)。

- 1) 商品・役務の広告若しくは広報活動ならびに博覧会若しくは展示会での発表を含めて商標の使用の期間・程度・地理的範囲、特に商標の宣伝の期間・程度・地理的範囲
- 2) 商品・役務のフィリピンおよび他国での市場占有率
- 3) 商標固有の若しくは使用により獲得された識別力の程度
- 4) 商標の使用によって獲得された品質イメージまたは評判
- 5) 各国における商標登録の状況
- 6) 各国における商標登録による排他性の度合い
- 7) 各国における使用実績の程度
- 8) 各国における使用実績に基づく排他性の度合い
- 9) 商標によって達成された各国における商業的価値
- 10) 商標の権利保護に成功した記録(係争等)
- 11) 商標が著名であるかどうかを取り扱った裁判の結果
- 12) その商標が周知であると主張する者以外の第三者によって有効に登録または使用されている、同一または類似の商品・役務に関する同一または類似の商標が存在する事例の程度

1983 年頃知的財産権庁が、国内周知商標を収集したことがある。周知商標を今後さらに収集整備することについての、具体的な将来計画はない。

(15) その他の特徴的な制度、法規定

前記 2 - 2 . (2) における使用証明については、出願日から 3 年以内に商標が実際に使用されていることの「使用宣誓書」を提出しなければならないことになっている(商標法第 124 条第 2 項)。

2 - 3 . 出願手続

(1) 指定区分数の制限

一出願多区分制度が採用されている(商標法第 124 条第 3 項)。

(2) 指定商品の包括的記載

第 9 類において、「machines(機械器具)」、「applied electronic machines and

apparatus (応用電子機械器具)」という記載は認められていない。ただし、「computers(電子計算機)」、「parts of computers(電子計算機の部品)」という記載は認められている。

包括的と判断される表現は認められていない。例えば、審査官は「cosmetics(化粧品)」および「all other goods in this class(この区分に属する他の全ての商品)」という語句は、広範囲なものであると考えている。審査官は通常、「including(含む)」という文言があった場合には、「namely(すなわち)」という表現に変更するよう要求している。

出願後、使用実績の報告が求められており、この場合、個々の具体的商品名を提示しなければならない。包括的な指定商品で記載されていた場合には、その包括的表示に含まれる個々のすべての使用を立証しなければならないので、出願人にとっても、個別の商品名を記載することが良い実務(best practice)となっている。例えば、「輸送機械器具」という包括的表現は認められず、「乗用車」、「トラック」と個別に記載することになる。逆に、もし認められても使用実績の報告において、「乗用車」での使用しか立証されていないときには、「輸送機械器具」の使用ではないと認定されうるので、不利益を蒙りかねない。この場合、「乗用車」以外にも、「船」、「飛行機」等でも使用されているならば問題とされないであろう。

(3) 在外者による商標出願の言語

英語またはフィリピン語でなければならない。

(4) 在外者による出願の代理人指名

フィリピンに在住する代理人を指名しなければならない。在外者が指名する代理人は在住者であればよい。弁護士または知的財産権庁に認可された国内代理人を指名してもよい(商標法施行規則第 302、303 条)。この代理人の要件は、国内の出願人が指名する代理人の要件と同じである。

(5) 優先権証明の書類提出時期

優先権証明書類を、出願時に同時に提出することは、義務付けられていない。出願から 3 月以内に補完すればよい(商標法規則第 203 条)。

(6) 公証・認証等の必要性

譲渡証を商標部に提出するときには、公証済み譲渡証が必要である。また、会社合併の場合、名義変更時に認証済みの書類が求められる。

(7) 出願料金体系

出願料金は、区分数に乗じて徴収され、1 区分に含まれる指定商品・役務の数には左右されない。また、出願人の事業資産により料金が異なり、大規模団体と小規模団体の2通りの料金が設定されている。大規模団体の場合、1 区分毎に 1,660 フィリピン・ペソ*である。

さらに、パリ条約に基づく優先権主張の場合は 690 フィリピン・ペソ、色の組合せ、立体商標等の場合は 280 フィリピン・ペソが加算される。小規模団体の料金は、いずれも大規模団体の半額である。

小規模団体とは資産が 20,000,000 フィリピン・ペソ以下である自然人または法人、フィリピン政府機関、政府所有の法人、州立大学、政府所有または政府経営の学校である。大規模団体とは、小規模団体以外を意味する。

* 1 フィリピン・ペソ = 約 2.2 円。2003 年 3 月現在。

(8) 出願手続における特徴的な事項

文字商標であっても、商標見本を提出しなければならない。

出願書類の提出先は、知的財産権庁の商標局長(the Director of the Bureau of Trademarks)である(商標法施行規則第 400 条)。

2 - 4 . 実体審査

(1) 実体審査における拒絶理由

拒絶理由として、以下が規定されている(商標法第 123 条、124 条)。

- 1) 反道徳的、欺瞞的若しくは中傷的な事柄、または生存中か故人かを問わず、人、団体、宗教、または国の象徴を傷つけ、それらとの関連を誤認させるように示唆し、若しくはそれらに侮辱若しくは汚名に陥れるような事柄からなる標章。
- 2) フィリピン、フィリピンの政治上の分権地若しくは外国の国旗、紋章、記章と同一または類似するものからなる標章。
- 3) 存命する特定の人物を識別できる氏名、肖像、署名からなる標章(本人の書面による同意がある場合を除く)、またはその未亡人の生存中においてフィリピンの故大統領の氏名、写真、署名からなる標章(未亡人の書面による同意がある場合を除く)。

- 4) 他の権利者に属する登録商標、または先願日または優先日を有する商標であつて、かつ次のいずれかに係る標章：
 - a) 同一の商品または役務、
 - b) 密接に関連する商品または役務、
 - c) 公衆を欺くか若しくは混同を生じさせるほどに類似しているとき。
- 5) フィリピンにおいて登録されているか否かを問わず、フィリピンの所管当局により出願人以外の者の商標として、国際的におよびフィリピンにおいて周知であると認められた商標に、同一か若しくは混同を生じさせるほどに類似しているか、またはそのような商標の翻訳であり、かつ同一または類似の商品または役務に使用される標章。ただし、その商標が周知か否かを決定するにあたっては、一般公衆の有する知識ではなく、関係する公衆の知識(普及の結果として獲得されたフィリピンにおける知識を含む)を考慮する。
- 6) 商標出願されている商品または役務に類似しない商品または役務について、商標登録されていて、前項の規定により周知であると考えられる商標と、同一若しくは混同を生じさせるほどに類似している、またはその翻訳である標章。ただし、その商品または役務に関する標章の使用が、その商品または役務と登録商標権利者との関連性を示唆し、かつその権利者の権利がその使用により害される虞がある場合に限る。
- 7) 商品または役務の性質、品質、特徴または原産地に関して一般公衆の誤解を招く標章。
- 8) 商品または役務の属性に関わる標識のみからなる標章。
- 9) 日常の言語または善意のかつ確立された商慣行において商品または役務を示すために習慣的または通常のものとなっている標識または表示のみからなる標章。
- 10) 商品または役務の種類、質、量、意図されている目的、価値、原産地、商品の生産若しくは役務の提供の時期、またはその他の特徴を示すために商取引に用いられる標識または表示のみからなる標章。
- 11) 技術上の要因、商品自体の性質または商品固有の価値に影響する要因により必要とされる形状からなる標章。
- 12) 色のみからなる標章。ただし、特定の形状で定義されているものを除く。
- 13) 公の秩序または善良の風俗に反する標章。

14) 出願後3年以内に、使用宣誓書が使用証拠とともに提出されないとき(商標法第124条第2項)。

審査から登録証交付までの流れは、次の通りである。

登録要件が満たされたときには、知的財産権庁は、所定の手数料の納付があった後、直ちに所定の方法で公告する(商標法第133条)。その商標の登録により害される虞があると考える者は、公告後30日以内に、知的財産権庁に対し、所定の手数料を納付して異議の申立てを行なうことができる(商標法第134条)。異議申立てがなく異議申立期間が終了した場合、または異議申立てが却下された場合は、知的財産権庁は所定の手数料の納付を受けてから登録証を発行する。登録証が発行された場合、「知的財産権庁公報」にその旨が掲載される(商標法第136条)。

(2) 商標見本に関する職権補正

審査官が、職権に基づいて商標見本を補正することはない。

(3) 指定商品・役務に関する職権補正

審査官が、指定商品・役務について職権に基づいて補正することはない。

(4) 拒絶理由通知への対応

拒絶理由の通知日から4月以内に拒絶理由に対して補正書、意見書を提出することができる(商標法第133条第3項)。在外者も同じで、特別な扱いはない。

(5) 拒絶理由通知に対する効果的な対応のポイント、ノウハウ

審査官は、出願人を補佐しようという姿勢で予備的な拒絶をするだけであるから、拒絶理由をその文言通りに受け入れて即座にあきらめてはならず、適切に対応・対処することが肝要である。拒絶理由に対する応答は、網羅的かつ妥当なものでなければならない。

(6) 審査基準および審査マニュアル

審査基準や審査便覧等に相当するものが商標部の内部で整備されているようであるが、公表されていない。

(7) 審査要処理期間

現在、出願から最初の実体審査の結果が送付されるまでの期間は6月から1年であ

る。出願から最終審査結果が送付されるまでの期間は、案件により異なるが、1~4年を要している。審査処理に時間がかかっているのは、審査官が少ないためである。目標処理期間は特に設定されていないようである。

(8) 特徴的な審査手続

拒絶理由を受けてから、拒絶理由回避の方法について審査官と面談することはできない。

(9) 審査処理促進のために行われている施策

審査処理促進のための特別な方策は、審査官に対する審査処理件数のノルマ以外には、講じられていない。

(10) その他、実体審査に関する特徴的な事項

特になし。

2 - 5 . 登録料金の体系

(1) 公告・登録時の料金

登録証(certificate of registration)発行の料金と、公告料(publication fee in the IPO Gazette)が必要である。登録証1通毎に、大規模団体の料金は280 フィリピン・ペソ*である(小規模団体は140 フィリピン・ペソ)。登録証が発行されると、「知的財産権庁公報」に公告される。また、公告料は大規模団体、小規模団体とも1件につき、約1/8 ページ単位で280 フィリピン・ペソである。

商標が実際に使用されていることを示す「使用宣誓書」の料金は、大規模団体の場合、第1回目の提出時(出願日から3年以内)が1,200 フィリピン・ペソ、第2回目の提出時(出願日から5年経過後の1年以内)が1,380 フィリピン・ペソである。現行法以前の登録標章については別の定めがある。小規模団体の料金は、大規模団体の半額である。

(2) 更新時の料金

登録更新手数料は、指定商品・役務の区分毎に、大規模団体の場合は、4,140 フィリピン・ペソに区分数を乗じた料金である。小規模団体の料金は、大規模団体の半額である。

* 1 フィリピン・ペソ = 約 2.2 円。2003 年 3 月現在。

2 - 6 . 異議申立制度

(1) 権利付与前異議か付与後異議か

権利付与前異議申立制度が採用されている。異議申立ては、知的財産権庁の法律部に対して行う。異議申立期間は、「知的財産権庁公報」に公告されてから 30 日以内である。

正当な理由がある場合には、割増手数料を納付のうえ、延長が認められる(商標法第 134 条)。

2 - 7 . 審判制度

(1) 拒絶査定に対する不服申立制度

拒絶査定に不服があれば、2 月以内(正当な理由があれば更に 2 月延長可)に、知的財産権庁の商標部に不服申立てを行うことができる。さらに、この決定に不服があれば 15 日以内に、知的財産権庁の長官に申し立てることができる。この審決に不服の場合、15 日以内に控訴裁判所(Court of Appeals)に控訴することができ、さらにこの判決に不服の場合には、15 日以内に最高裁判所(Supreme Court)に上告できる。

(2) 不使用取消制度

登録商標は、商標権者または商標権者から使用権を付与された者が、フィリピンで使用しなければならず、継続して 3 年以上の不使用は不使用取消しの対象となる。登録商標が正当な理由なく使用されていない場合、商標の登録によって損害を受けているまたは受けるであろうことを主張する者は登録の取消しを請求できる。ただし、その商標の登録日から 5 年以内に請求しなければならない。また、商標権者の意に反して不使用の場合は、不使用の宣誓供述書を提出することによって不使用取消しを免れることができる。ただし、資金不足による理由は認められない。不使用取消しの請求は知的財産権庁の法律部に対して行なう(商標法第 151、152 条)。

法律部が行なった不使用取消しの決定に不服があれば、15 日以内に、知的財産権庁の長官に申し立てることができる。またその審決に不服の場合は、15 日以内に控訴裁判所に控訴でき、さらに不服の場合には 15 日以内に最高裁判所に上告することができる。

(3) 商標登録無効審判制度

知的財産権庁の法律部に対して無効審判を請求することができる(商標法第 151 条)。

法律部の決定に不服があれば、15日以内に知的財産権庁の長官に申し立てることができる。またその審決に不服の場合は、15日以内に控訴裁判所に控訴でき、さらに不服の場合には15日以内に最高裁判所に上告することができる。

2 - 8 . 商標権の存続期間と更新

(1) 商標権の存続期間

登録商標の存続期間は10年である。その起算日は「登録証発行の日(登録日)」である(商標法第145条)。

(2) 更新手続・期間等

所定の更新手数料とともに願書を提出することにより更新(10年毎)することができる。更新手続期間は、登録満了日の前後6月で、満了日を超えた場合は、追加の手数料を支払わなければならない(商標法第146条)。

2 - 9 . 手数料

主な手数料の金額は、次の通りである。

- 1) 拒絶理由通知書に対する意見書の提出 不要
- 2) 補正書の提出 485 フィリピン・ペソ*
- 3) 拒絶査定に対する不服申立て 1,380 フィリピン・ペソ
- 4) 不使用取消請求 5,520 フィリピン・ペソ
- 5) 登録無効請求 5,520 フィリピン・ペソ
- 6) 異議申立て 5,520 フィリピン・ペソ

(注) 上記料金は大規模団体料金のものであり、小規模団体の場合はこの半額である。

* 1 フィリピン・ペソ = 約 2.2 円。2003 年 3 月現在。

2 - 10 . 使用許諾制度

使用許諾の知的財産権庁に対する登録は義務付けられていない。ただし、設定登録すると公示され、第三者に対する対抗力を持つことになる。

使用許諾契約にあたっては、その商標の適正使用についての品質管理規程を定めなければならない。使用許諾契約にそのような品質管理条項が定められていない場合に

は、その使用許諾契約は無効とされる(商標法第 150 条)。

また使用許諾契約の設定登録に先立ち、知的財産権庁の文書情報技術移転局(DITTB)による認可が必要であり、使用許諾契約の設定登録の際にこの認可書を添付しなければならない(商標法施行規則第 913 条)。

専用使用权、独占的通常使用权、通常使用权の区分は、当事者間の契約次第である。

登録商標の存続期間を超えた契約も認められている。また、再使用許諾も認められている。

2 - 11 . マドリッド協定議定書への加入予定

加盟に向けての検討が、前向きに行なわれている模様である。

2 - 12 . オンライン商標出願

パソコンによるオンライン商標出願開始が、2004 年 1 月に予定されている。

2 - 13 . 商標情報データベース

商標出願および登録のデータベースが、インターネットで公開されている。言語は英語である。

2 - 14 . 今後の注力施策

特になし。

2 - 15 . 日本特許庁に対する要望事項

特になし。

2 - 16 . フィリピン商標実務に対する日本企業の要望事項・内容

(今回の調査に基づくコメントを、「 」以下で付記した。)

- 1) 審査期間が長い。最近では短縮されて改善はされているものの、出願から最初の実体審査の結果が送付されるまでの期間に 2 年を要しているケースがある。また出願から 4 年で登録される場合もあるが、7 年ほど経過しても公告に至らないケースがある。1998 年 1 月 1 日に新法が施行されたが、未だ新法で受け付けられた出願が登録

になっていない。これ以前の旧法での出願が未だに登録されていないケースも多々ある。改善してほしい。

審査官に対するノルマはあるが、目標処理期間は設定されていないようである。審査に時間がかかりすぎていることは事実のようであり、審査官の増員が要求されている。今後の改善に期待したい。

- 2) 審査官から同じような指令や要請を何回も受けることがある。例として、本国登録証明書や指令回答書を既に提出しているにも拘わらず、再提出を求められた。現地代理人費用が余計にかかるため注意してほしい。

審査官数が不足しているためと思われるが、ユーザに負担がかからないよう、今後の改善に期待したい。

- 3) 異議申立期間は公告から 30 日以内であり、在外者にとっては対応が困難である。少なくとも日本同様の 2 月程度の設定に延長してほしい。

2 - 6 . (1)に記載されているように、正当な理由があり所定の割増手数料を納付した場合には、法律部長は異議申立書提出の延長を認めている(商標法第 134 条)。今後の改善に期待したい。

- 4) 使用主義は在外の出願者にとっては厳しすぎる。不使用対策については、日本のように 3 年間の不使用取消審判請求のみとできないものか。

使用主義による使用宣誓書および使用証明書資料の提出については、アメリカ国内の商標ユーザーも同様に悩まされているとのことである。今後の改善に期待したい。

- 5) 出願から 3 年以内に、フィリピンでの使用開始の使用宣誓書と証拠(在外人に限り公証要)を提出しなければならない。この証拠書類の収集および手続きが負担となっている。この制度をなくすか、内容を簡略化してほしい。たとえば、複数の販売代理店情報等は不要としてほしい。

4)と同様、今後の改善に期待したい。なお、複数の販売代理店があっても一つの情報で済むとのコメントがあった。

- 6) 使用意思に基づく出願が認められるようになったが、出願から 3 年以内に使用証明の提出が要求される。この使用証明の提出がないと、登録されない仕組みとなっている。そのため登録前にもかかわらず、商標使用を開始しなければならない。この場合、使用開始にあたり第三者の権利を侵害するかもしれないというリスクを負わ

される。使用意思のみによる登録を認めてほしい。

4)、5)同様、今後の改善に期待したい。

- 7) 医薬品のように当局の販売許可が必要とされる商品については、出願から3年までに許可が得られないと、使用を開始することができないため、出願を放棄せざるを得ない。医薬品のように当局の販売許可が必要とされる商品について出願から3年までに販売許可が得られない場合には、不使用について正当な理由があるとして不使用期限の延長を認めてほしい。

商標権者の意思でコントロールできない問題なので、当局の販売許可が下りない旨を申し立てればよいとのコメントであった。

- 8) 使用主義のため、使用している商品しか権利化できず、ハウスマーク等広く権利化したい場合に不都合である。

今後の改善に期待したい。

- 9) 出願後3年目以内の使用宣誓書等の提出時に、フィリピン大使館の領事認証を要求されるが、非常に負担がかかる。不要としてほしい。

今後の手続の簡素化に期待したい。

- 10) 周知商標所有権者の異議申立てにおける周知性立証の負担が大きい。事例として、先願既登録のみでは、異議申立ての根拠としては弱く、数10ヶ国の登録証明(単なるコピーは不可、原本)が必要とのことである。このようなケースにおいて、その都度登録証明書を提出しなければならず、非常に煩雑である。周知性立証の負担を軽減してほしい。

今後の運用改善に期待したい。

(以上)